

医療福祉拠点整備にかかる市場調査（人材養成機能） 質問と回答

No	分野	質問	回答
1	県からの支援等	学生確保について具体的にどのようなサポートを想定しているか。	県内の民間の養成課程について、学生確保・定員の見通しを確認するとともに、県全体の養成課程のあり方を検討した上で必要と考える場合には、県立の養成課程の定員を減らすことも想定しています。
2	県からの支援等	滋賀県総合保健専門学校の定員について、現状どうなっているのか。また今後大学を設置する場合、総保専の定員がどう変化していくのか。	総合保健専門学校については、定員充足率が9割に満たない状況が継続しています。令和5年度は、定員80名に対して、入学者数は59名となっています。県全体の養成課程のあり方の検討にあたっては、総合保健専門学校等の県立の養成課程の定員を含めて調整していくことを想定しています。
3	県からの支援等	文部科学省への設置認可申請にかかる実施調査等に、県が立ち会うことは考えているか。	県の支援として、養成課程のあり方をお示しすることなどを想定していますが、県が学生募集や設置認可手続きに直接関与することは想定していません。
4	公募事業の内容	不動産鑑定評価による賃料の想定は示されるのか。	事業方式を一般定期借地とするか事業用定期借地とするかによって賃料は異なるため、現時点で、賃料の目安をお示しすることは想定していません。
5	県からの支援等	施設整備費への支援は、設置経費を指すのか、経常経費も含まれるということか。	過去の大学誘致事例に照らしてお示した例としては、支援対象は施設整備に係る費用で、人件費等の経常経費（ランニングコスト）は想定されていません。
6	県からの支援等	土地の貸付や施設整備費用について、どの程度の支援を考えているのか。	支援内容については、現時点でお約束できるものではありませんが、土地の借地料については、建物等の使用許可事例における減免割合や校地を貸付で確保する場合に保証が必要とされる期間を勘案した例として、最大で20年間、借地料の1/2を減免するといった内容が想定されます。また、校舎等の整備費用については、過去に大学を誘致した事例に照らして勘案した例として、大学設置基準上の校舎の基準面積に対する整備費用の3分の1を補助するといった内容が想定されます。
7	基本的考え方	県が事業者同士をマッチングすることは考えているのか。	県は、学校法人等と民間事業者とのマッチングはしません。それぞれの事業者間で共同する事業者をご検討いただくものと考えております。
8	人材養成機能	大学設置にあたっては、基本的に運動場等が必要になるが、公募事業の対象となる4,700㎡の敷地でこういった形態の設置を想定しているのか。	事業対象地の敷地面積で運動場等を当該敷地に備えた大学を設置するのは難しいと考えており、サテライトキャンパスや別地キャンパスとして設置・運営されることを想定しています。

医療福祉拠点整備にかかる市場調査（人材養成機能） 質問と回答

No	分野	質問	回答
9	人材養成機能	看護学部の新設が増えている状態であるが、定員80名の確保についてどのような見通しをもっているのか。	N0.1を参照ください。また、看護職を志望する学生が年間200名ほど県外に進学していますので、県内で学びたいが環境がないため県外に進学しているという層を取り込むことなどにより、学生の確保を図ることが想定されます。
10	人材養成機能	県立の養成課程から私立の4年制大学への切替えについてはニーズとのギャップがあるのではないか。	県全体の養成課程のあり方は、今後検討、調整していくこととなりますが、看護の4年制大学は、県立の養成課程からの切り替えということではなく、県外に進学している大学志向の学生を県内に留めることを期待しているものです。
11	県からの支援等	学生への支援も必要であると思うが何か考えはあるか。	学生への支援は、既存の修学資金制度等により行うことを想定しています。
12	県からの支援等	県内病院への実習先の確保についても支援を考えているか。	（仮称）第二大津合同庁舎に入居する団体と県内の医療福祉施設、医療機関等を含めた医療福祉ネットワークの構築を検討しており、その枠組みの中で、実習先確保の取組を進めることを想定しています。
13	敷地利用計画	人材養成機能と賑わい創出部分で建物は別にすることを想定しているのか。	県から建物の整備方法について指定するものではありません。学校法人等（および共同事業者）において、適切な手法をご検討下さい。 なお、大学等を設置するにあたり、文部科学省の認可等を得る必要がありますが、審査基準においては、建物を自己所有することが前提とされています。
14	敷地利用計画	事業対象地4,700㎡を全て活用して提案する必要があるか。	事業対象地全体を活用して提案いただくことを想定しています。
15	人材養成機能	看護職、歯科衛生士、リハビリ専門職の3職種の養成課程の設置について、単体でもよいし複数職種での提案でもよいということか。	看護職にかかる4年制大学の設置の必要性が高いと考えており、それ以外の職種(歯科衛生士、リハビリ専門職)と組み合わせての設置を最優先と考えています。 歯科衛生士のみ、リハビリ専門職のみの養成課程の設置は想定していません。
16	人材養成機能	リハビリ専門職の人材養成について、既にリハビリ専門職の資格を持った方の学び直しを想定しているのか。	リハビリ専門職の養成課程として想定しているのは大学院であり、新たに資格取得者を養成するのではなく、資格を持った方がより高度なスキルを身に付けてもらうための養成課程の設置を想定しています。

医療福祉拠点整備にかかる市場調査（人材養成機能） 質問と回答

No	分野	質問	回答
17	敷地利用計画	南側敷地の教育会館解体については、予定通り進んでいるのか。令和7年3月に引渡しというスケジュールに変更はないか。	スケジュールに変更はなく、令和7年3月の引き渡しを想定しています。
18	敷地利用計画	行政棟と民間棟の敷地境界線はいつ明示されるのか。それぞれの敷地を行き来できる敷地利用計画を提案することは可能か。	事業者公募時には明示する必要があると考えています。 民間棟の敷地利用計画については、基本的に行政棟の敷地を含めなくて済む提案を想定しています。
19	想定スケジュール	開発に係る許認可関係、2024年問題、今回の震災の影響もふまえた建築にかかる資材・人員の確保など勘案すると工期が長引く可能性がある。R9.4の供用開始について実現するのは困難な状況だが、再検討しないのか。	ご意見も受けて県として改めて今後のスケジュールを精査し、予定していたR9.4供用開始については難しいと考えているところです。 この場合にあっても、できるかぎり早期に開設しその機能が発揮されることを期待していることから、ヒアリングにおいては、できる限り早期の開設可能時期およびその時期となる理由を提示いただきたいと考えています。
20	市場調査実施要領	4月19日(金)に設定されているヒアリング締切りまでの期間が非常に短い。期日についても見直しの可能性はないのか。	医療福祉拠点の早期実現に向けて取り組みを進めているところであり、実施要領において、ヒアリングの日時について状況を伺いながら確定するとしているのは、ヒアリング期間を前倒しできないかとの意図でお示ししているものです。厳しいスケジュールであるとのこと指摘ですが、提示したスケジュールでご検討をお願いします。
21	人材養成機能	県で示している人材養成の人数については、一定柔軟性があるものなのか。	各職種の定員については、将来推計等を踏まえて必要な養成数をお示ししているものです。定員数を増減してご提案いただく場合には、その理由も併せて提示いただくようお願いいたします。
22	想定スケジュール	開発に伴う事前相談等を土地の引渡しに先だって各行政機関と行ってよいのか。	事業者決定後、基本協定書を締結の上、借地権設定契約を締結する手続きを想定しているため、土地引き渡しに先立って開発行為等の協議を行政機関と行うことは想定していません。 事業スケジュールから先行して事前相談等の必要性が生じた際は、別途協議により対応を定めるものと考えます。
23	県からの支援等	学校法人について20年間借地料の2分の1減免、校舎整備費用の3分の1補助を検討しているとのことだが、併用は可能なのか。	県からの支援の内容については、現時点でお約束できるものではありませんが、併用できることを想定しています。
24	県からの支援等	学校部分と賑わい創出部分で建物を分けた場合、賑わい部分について減免は適用されないと思うが、その際の面積基準は何かあるのか。上限は決めないのか。	支援対象は学校部分に限定することを想定しています。 建物を分けた場合に支援の対象とする敷地面積の考え方について、現時点で基準を設けていませんが、敷地全体の容積に対する学校法人が建設する校舎の基準面積の割合などにより合理的に算定することが想定されると考えます。

医療福祉拠点整備にかかる市場調査（人材養成機能） 質問と回答

No	分野	質問	回答
25	県からの支援等	学校部分が賑わい部分と建物を併用する場合、学校部分だけが支援の対象となるのか。	支援対象は学校部分に限定することを想定しています。
26	敷地利用計画	駐車場の整備にあたり、（仮称）第二大津合同庁舎の利用者について割引料金を設定する場合、割引分について県からの補填等は検討されるのか。	駐車料金の割引は提案の範囲のため、県からの補填は想定していません。
27	敷地利用計画	駐車場の整備にあたり、（仮称）第二大津合同庁舎側の月極め利用者を考慮する必要はあるか。	駐車場の利用は（仮称）第二大津合同庁舎に入居する団体のほか民間棟や周辺施設等の利用者などが想定されるため、県において月極め利用の需要は把握していません。
28	県からの支援等	大学開設前から必要となる雇用等に係る経費について、支援対象として検討する見込みがあるか。	過去の大学誘致事例に照らしてお示した例としては、支援対象は施設整備に係る費用で、開設前の雇用等経費は想定されていません。
29	賑わい創出	建築費の上昇が見込まれる状況であり、マンションやサービス付き高齢者向け住宅、テナント収入を検討する必要があると考えているが、提案することは可能か。	事業方式を一般定期借地方式とすればご提案いただくことは可能ですが、医療福祉拠点という全体構想があることから、県庁周辺地域の賑わいの創出として相応しいご提案や、人材養成機能や医療福祉センター機能との連携等を意識したご提案を期待しています。
30	賑わい創出	大津地方裁判所の隣接地にカフェができているが、利用状況について情報提供いただけないか。	利用状況についての情報は把握していないため提供できません。
31	基本的考え方	民間棟における人材養成機能および賑わい創出機能の企画提案をする場合、賑わい創出機能は都市開発に関わるインフラ整備や環境配慮など高度で専門的な知識と経験に基づくノウハウが必要です。 よって、学校法人が独自で両機能を提案することは不可能です。 県は、学校法人が戦略的視点で共同事業体を形成するため、公平性を維持しつつ、共同できるパートナーの斡旋や紹介などを相談することは可能ですか。	NO. 7をご参照ください。 共同する事業者については、事業者間でご検討いただくものと考えております。

医療福祉拠点整備にかかる市場調査（人材養成機能） 質問と回答

No	分野	質問	回答
32	公募事業の範囲	<p>県が共同事業体の形成についての斡旋や照会に対応できない場合、人材養成機能のみの提案は可能ですか。</p>	<p>今回の調査対象者は、「人材養成機能の開設主体となる意向を有する学校法人等」または「学校法人等と民間企業による共同事業体（設立予定含む）」としているため、必ずしも共同事業体の形成は必要ではありません。</p> <p>また、応募事業者には人材養成機能と賑わい創出機能を実現する事業を実施していただく必要がありますが、「賑わいの創出」としては「平日昼間や休日の人通りの増加」や「在勤者・在住者等の利便性の向上」につながる提案を期待していますので、学校法人等単独で取り組まれる場合であっても、創意工夫によってそうした提案は可能ではないかと考えております。</p>
33	県からの支援等	<p>県が想定している「定員80人」は、滋賀県全体の看護師増となりますか。</p> <p>1月24日の説明の中で、「県立総合保健専門学校の定員を減らすなどして十分に協力する」と公言されましたが、その意図からすると、「看護師の増員」にはなりません。令和9年4月以降の県全体の看護師養成の枠組みをお示してください。</p>	<p>説明会において県からは、県内の民間の養成課程の定員数やその見通しについて調査するとともに、県全体の養成課程のあり方を検討した上で必要と考える場合には、県立の養成課程の定員を減らすことも検討するとご説明したところです。</p> <p>県全体の養成課程のあり方は、今後検討、調整していくことから、令和9年4月以降の看護師養成の枠組みをお示しすることはできませんが、看護の4年制大学の設置は、単に県立の養成課程からの切り替えということではなく、県外に進学している大学志向の学生を県内に留めることや大学の特色・魅力創出等により新たに看護職を目指す学生を増やすことを期待しているものであり、看護師養成数の増加につながることを想定しています。</p>
34	県からの支援等	<p>学校法人が、民間棟における人材養成を行う場合、看護学部の定員を増やすことで協力できますが、国等との事前相談や協議が必要で、しかも、令和7年3月までに許可申請しなければなりません。</p> <p>申請の際、前記1. および2. の条件（注：No31およびNo32）をクリアした時、学校法人における定員増等にご支援いただけますか。</p>	<p>今後、事業者公募にあたり、人材養成機能および賑わい創出機能の両機能を含むご提案をいただき、事業者候補者として選定された場合、県は、事業者募集要項に定める支援を行うこととなります。</p> <p>なお、供用開始時期については、No. 19をご参照ください。</p>